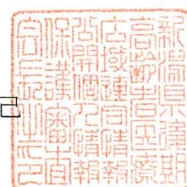


答 申 書

平成24年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成24年3月26日付け新広総第340号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1. 後発医薬品差額通知モデル事業実施のために個人情報を目的以外に利用するもの

(1) 実施機関内において個人情報を目的以外の目的に利用するもの（個人情報保護条例第8条第1項）

審査会の意見	個人情報を目的以外の目的である後発医薬品差額通知モデル事業に利用することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を利用した場合の本人への通知をしないこととすること（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--